

畜産会 経営情報

NO.
401

令和 5 年
4 月 20 日

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デイ・アイシービル 9 階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL <https://jlia.lin.gr.jp>

主な記事



1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 10 回)
～群馬県における畜産特別資金借受者への経営改善指導～
(公社) 群馬県畜産協会 今井 健太

3 畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告②
「令和 3 年肉用牛生産費」を公表
農林水産省大臣官房統計部

2 畜特資金情報

令和 5 年度 畜産特別支援資金融通事業に
ついて

農林水産省畜産局企画課

4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 10 回)

～群馬県における畜産特別資金借受者への経営改善指導～

(公社) 群馬県畜産協会 今井 健太

はじめに

群馬県は地域ごとに標高差があり、その立地条件を生かした多様な農業が展開されています。その中で畜産は令和 3 年度時点で農業産出額の約 48% を占めており、農業の基幹部門となっています。全国で見ても乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養頭羽数がいずれも 10 位以内に入る畜産県として、安全で良質な畜産物を安定的に消費者へ供給する役割を担っています。

そのような中で本会は畜産経営の安定向上と安全で良質な畜産物の生産に貢献すること

により、国民生活に不可欠な食料の安定的な供給に寄与することを目的として業務を行っていますが、その一環として(公社)中央畜産会の実施する畜産特別資金等推進指導事業により補助を受け、畜産特別資金等(大家畜特別支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、畜産経営維持緊急支援資金等)(以下、「畜特資金」という)借受者の経営の改善および安定を図るため、指導推進協議会の設置、経営改善計画の達成指導、経営分析による個別指導、ならびに新規借受者の経営改善計画の作成指導を実施しています。

群馬県内の畜特資金の借受者は、令和 4

年期首で14件、貸付している融資機関が6件です。当該借受者のうち酪農経営が6件、肉用牛経営が5件、養豚経営が3件という状況です(表1)。令和2年期首で19件、令和3年期首17件と償還終了により年々借受者は減少しておりますが、昨今の飼料高騰等の影響から経営難となっている畜産農家が増えており、令和4年度に1件、令和5年度に向けてもすでに新規借受希望者の指導を行っており、今後増えることが予想されます。

畜特資金における協会の体制

当協会は群馬県が設置した審査委員会の構成団体である一方、指導事業を行う群馬県畜産経営特別指導推進協議会(以下、「協議会」という)の事務局として融資機関や借受者への指導を実施しています。

協議会の構成団体は群馬県農政部畜産課、群馬県農政部農業構造政策課、群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬県本部、群馬県牛乳販売農業協同組合連合

(表1) 群馬県における畜特資金の推移

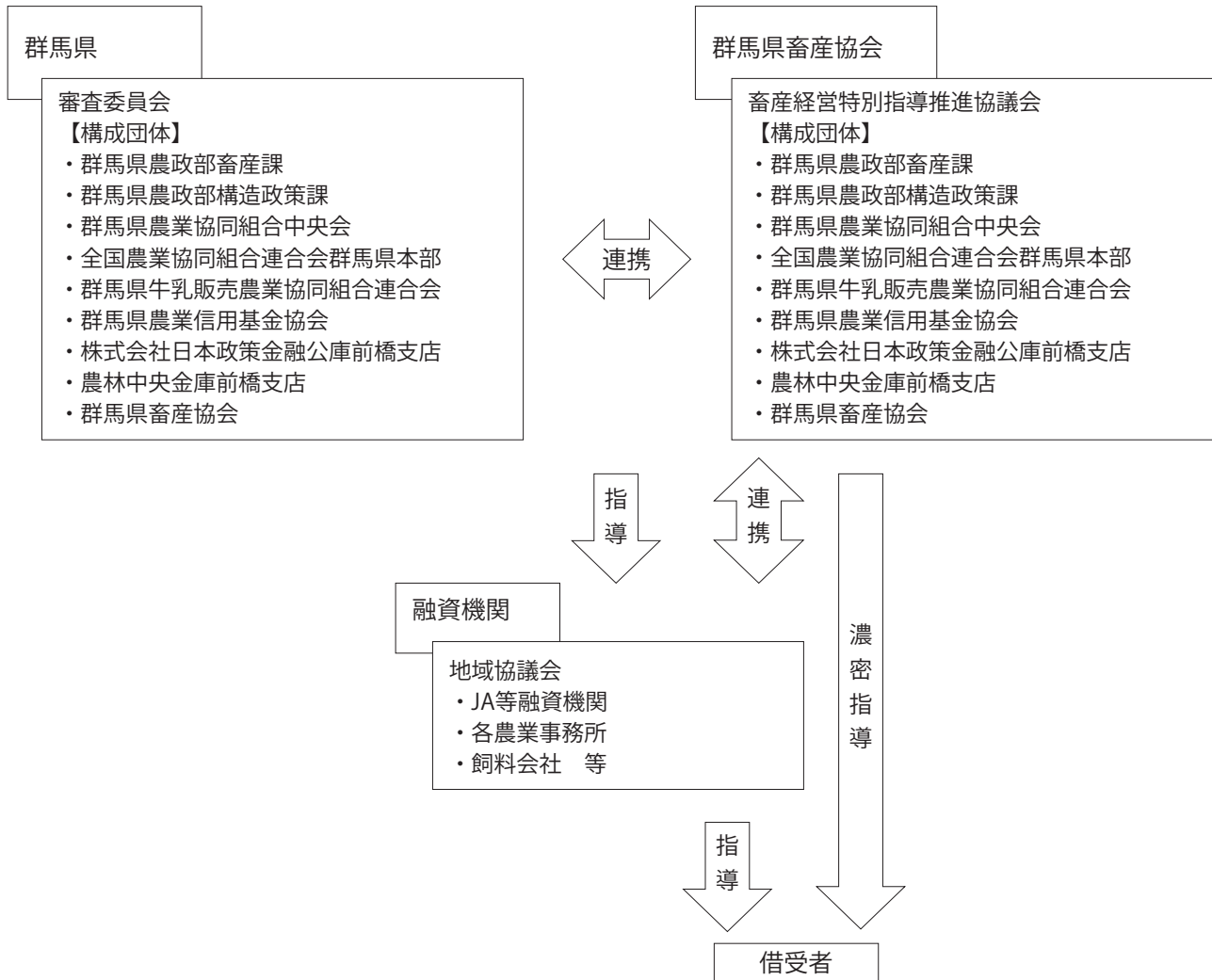
畜産特別資金等借受者推移(畜種別)

畜種	借受者数(人)			期首残高(千円)		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
酪農	7	6	6	117,567	108,662	100,331
肉用牛繁殖	6	6	4	254,264	218,913	211,119
肉用牛肥育	3	2	1	131,543	87,583	80,275
養豚	3	3	3	55,195	44,703	36,211
合計	19	17	14	558,569	459,861	427,936

畜産特別資金等借受者推移(資金別)

資金名	借受者数(人)			期首残高(千円)		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
大家畜経営改善支援資金	2	1	0	2,840	1,133	0
大家畜特別支援資金	2	1	1	77,308	38,115	35,574
大家畜経営維持緊急支援資金	9	9	8	169,072	156,335	140,498
養豚経営維持緊急支援資金	3	3	3	55,195	44,703	36,211
大家畜特別支援(新)資金	3	3	2	254,154	219,575	215,653
合計	19	17	14	558,569	459,861	427,936

(図1) 群馬県における畜特資金審査・指導の体制図



会、群馬県農業信用基金協会、株式会社日本政策金融公庫前橋支店、農林中央金庫前橋支店および本会となっています（図1）。

協議会の役割としては大きく分けて3つあり、(1) 経営改善計画および融資機関支援計画の作成に係る指導、(2) 融資機関や地域の協議会に対する支援活動、(3) 融資機関への研修会等の実施としています。

具体的な活動としましては、毎年各融資機関から経営改善計画書を提出いただき、計画の内容および妥当性について協議し、経営状況からヒアリング対象者および濃密指導対象

者を選定しています。また、畜特資金借受者の経営状態、新規借入、償還延滞、代位弁済等の個別情報は、構成団体間で情報共有を密に行えるよう推進しています。その他、融資機関向けに畜特資金借受者に対する指導に係る研修会を6月頃に開催しています。年度が替わって担当者の入れ替わりがあることから畜特資金についての基本的な知識や借受者に対して融資機関が行う支援指導について、経営改善計画の作成方法等について研修を行い、指導体制の強化を図っています。研修には（公社）中央畜産会等に講師の派遣を依頼

して実施しているため、本会職員にとっても有意義な研修となっています。

本県の協議会の特徴として、畜特資金の実施要綱では計画の見直し期間が据置期間終了後原則5年間、経営改善状況により1年間～償還終了までとなっていますが、経営改善状況に関わらず全借受者に毎年度経営改善計画を提出していただき、協議会で計画の達成度を確認して見直しが必要であればヒアリングを実施していることが挙げられます。最長25年の償還期間においてさまざまな要因による経営状況の変化や新規投資の必要性の確認があるため、長期間の経営把握に努めています。

融資機関による指導

本県においては現在、各農業協同組合（以下、「JA」という）が融資機関となっており、借受者に対する指導もJAが主体となっています。

JAが行っている指導の中にJA主導のもと県農業事務所、飼料会社、獣医師、畜産協会等を集めて毎月借受者の経営について検討会を開催し、さまざまな立場から意見を出してもらうことで経営改善に取り組んでいるという事例があります。検討会には借受者本人も出席し、現在の経営状況や発生している問題点について共有しています。検討会で出た改善案を経営者が実践してみてもなかなか改善されない場合などもあります。継続して取り組んだこともあり、その借受者については順調に畜特資金の償還が完了できる見込みです。

全てのJAが上記のような指導を行っているわけではないのが現状ですが、他のJAに助言する際のモデルケースとして紹介できる事例だと考えています。畜特資金は、償還負担軽減のため長期低利資金への借換ができるものですが、融資機関による借受者に対する経営改善指導の実施が要件となっており、JAによって指導にばらつきがないようにしていくことも今後の課題です。

巡回指導

近年は新型コロナウイルス感染症拡大防止等の理由から実施を控えていますが、畜特資金の借受者に対してヒアリングを実施した後には巡回する農家を選定し、協議会のメンバーが実際に農場を視察して飼養状況等の確認を行うほか、ヒアリング後にあらためて確認が必要と思われる点について、融資機関であるJAおよび借受者本人から聞き取りを行っています。

実際に行ったある酪農家への巡回指導の内容と経過について、次のような例がありました。経営継続のための設備投資や経営改善についての本人の考えについての聞き取りや、後継者に対して経営継続の意思の確認、牛舎の様子の確認（牛舎の整理がされているのか、乳牛の飼養管理状態がどうなのか、牛舎の破損状況による修繕の必要等）、飼料の保管場所や堆肥舎の利用状況の確認等を行いました。ヒアリングの結果、経営に問題があると考え巡回指導を実施したところですが、結果としては細かい部分で指摘するところはありませんが、経営改善につながる明確な改善点

が見つけれられたわけではありません。その後も継続して指導対象とする形となりました。巡回指導をしたことがすぐに経営改善に直結したわけではありませんが、継続して指導を行い、それを受けた農家および融資機関であるJAの努力によって徐々に経営改善がされ、全額償還することができました。

農家ごとに経営状況や経営に対する考え方には当然差異がありますので、時には指導を実施してもなかなかそのとおりに実践していただけないことや、実践しても思ったような効果が表れないこともあり指導の難しさを感じます。それでも継続して指導していくことで経営が改善されればと考えています。

濃密指導

前述のとおり、本県では現在14件の借受者がいますが、そのうち2～3件を濃密指導の対象者として協議会において選定を行っています。対象者からは毎月経営状況について融資機関を通して情報提供していただき、経営改善計画の進捗状況をモニタリングしているほか、必要に応じて検討会の開催や現地指導を行う方針となっています。濃密指導農家に対しても近年では新型コロナウイルス感染防止等の観点からなかなか現地指導等が実施できていないところですが、今後は指導する機会を増やしていけるよう計画しています。

濃密指導の対象農家のうち一部の方はなかなか経営改善に至らず長年対象となっていますが、濃密指導を受けたことによって経営が改善された事例もあり、この事例については次回に詳しく紹介いたします。

おわりに

本県だけの問題ではありませんが、昨今のウクライナ情勢に伴う穀物価格の上昇等によって配合飼料価格が高騰しているほか、畜産に係る資材や機械装置についても価格が高騰しており、畜産経営を圧迫しています。

このような中で畜特資金の需要は今後増えていくことが予想されますが、融資機関によっては長い期間畜特資金の借受者がいないまま担当者の入れ替わり等があったところもあります。畜特資金は借りる側はもちろんですが貸す側についてもいろいろな縛りがあり、上記のような融資機関では借受希望者がいてもスムーズな取り組みができない可能性があります。しかし、早急な対応が求められる現在の状況においては、その遅れが経営に致命的なダメージを与えてしまうことも考えられます。そのようなことがないよう協議会として各融資機関や借受者に対してしっかりしたサポートや情報提供を行うことが重要だと考えています。

もともと農家戸数は減少していましたが、最近ではさらに離農する戸数が増えており、特に酪農家からは経営が苦しいという話を聞いています。新規就農が難しい畜産において農家戸数を1戸でも減らすことは今後の畜産業において重大な影響となりますので、経営が苦しい農家を少しでも助けられるように、畜特資金の利用については早めの検討をしていただくよう周知していきたいと思っています。

(筆者：(公社)群馬県畜産協会 主任)

●中央畜産会からのお知らせ●

日本飼養標準・肉用牛 — (2022年版) —

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

2 畜特資金情報

令和5年度 畜産特別支援資金融通事業について

農林水産省畜産局企画課

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。また、多額の資金を必要とする畜産経営の円滑な資金調達に資するために、動産担保融資が広く利用できる環境整備を支援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導および債務保証に対する支援を行う。

- ・貸付条件（利率は令和5年3月20日現在）

		経営改善資金			経営継承資金
		一般	特認	残高借換	
償還期限	大家畜	15年以内		25年以内	
	養豚	7年以内		15年以内	
うち据置期間		3年以内		5年以内	
貸付利率		1.00%以内			

注：経営改善資金で残高借換を行うことができるのは令和9年度のみ。

- ・融資枠（令和5～令和9年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）
- ・融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生に伴う経営の停止、畜産物等の単価の下落や売上の減少等により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通する融資機関へ利子補給を行う。

- ・貸付条件（利率は令和5年3月20日現在）

貸付限度額	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
	個人：2,000万円 法人：8,000万円	(1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、繁殖用雌牛6.5万円、肥育豚1.3万円、 繁殖豚2.6万円、家きん5.2万円、繁殖用めん羊および山羊1.3万円	
償還期限	7年以内		
うち据置期間	3年以内		
貸付利率	1.125%以内		

- ・融資枠（令和4～令和8年度）50億円
- ・融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(3) 畜産動産担保融資活用支援事業

地域、経営規模又は畜種に関わらず、必要に応じて畜産動産担保融資が広く利用できる環境整備を進めるため、畜産動産担保融資の事例蓄積を継続するとともに、家畜の一般担保化へ向けた課題検討を行い、検討結果を広く融資機関に周知する。

- ・事業実施期間 令和5～7年度

3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

4 所要額 911百万円

問い合わせ先 担当課：畜産局企画課
代表：03-3502-8111 内線 4896
担当者：伊藤、酒井

3 畜産統計情報**畜産物生産費統計 報告②
「令和3年肉用牛生産費」を公表**

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は令和4年12月9日、令和3年牛乳生産費、肉用牛生産費、肥育豚生産費を公表しました。今回は肉用牛生産費（子牛除く）について報告いたします。

肉用牛生産費（子牛除く）

農業経営統計調査の肉用牛生産費統計は、去勢若齢肥育牛、乳用雄育成牛、乳用雄肥育牛、交雑種育成牛、交雑種肥育牛の生産コストを明らかにし、肉用子牛の保証基準価格、経営改善対策等の資料を整備することを目的としている。

調査結果は、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格、合理化目標価格や、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の交付金の算定の資料として利用されるほか、各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料として利用される。

1. 調査の対象

本調査の対象は次のとおりである。なお、「経営体（個別経営）」は2015年農林業センサスにおける農業経営体のうち、世帯による農業経営を行う経営体のことである。

- 1) 去勢若齢肥育牛：肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）
- 2) 乳用雄育成牛：肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売または自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）
- 3) 乳用雄肥育牛：肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）
- 4) 交雑種育成牛：肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売または自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）
- 5) 交雑種肥育牛：肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）

2. 調査期間

令和3年1月から12月までの1年間

3. 調査対象経営体数

去勢若齢肥育牛：299 経営体（うち、集計経営体数 285 経営体）

乳用雄育成牛：53 経営体（うち、集計経営体数 23 経営体）

乳用雄肥育牛：84 経営体（うち、集計経営体数 47 経営体）

交雑種育成牛：60 経営体（うち、集計経営体数 48 経営体）

交雑種肥育牛：96 経営体（うち、集計経営体数 83 経営体）

注：集計経営体とは、調査期間中に脱落等により調査不能となった経営体および調査期間中の調査対象畜の飼養実績が調査対象に該当しなかった経営体を除いた経営体としている。

調査結果の概要

去勢若齢和牛を肥育し、販売する経営における肥育牛1頭当たり全算入生産費は136万9634円で、前年に比べ2.5%増加した。また、生体100kg当たり全算入生産費は16万8664円で、前年に比べ2.2%増加した（**図1、表1**）。

乳用種の雄牛を育成し、販売する経営における育成牛1頭当たり全算入生産費は24万7737円で、前年に比べ4.1%増加した（**図2、表2**）。

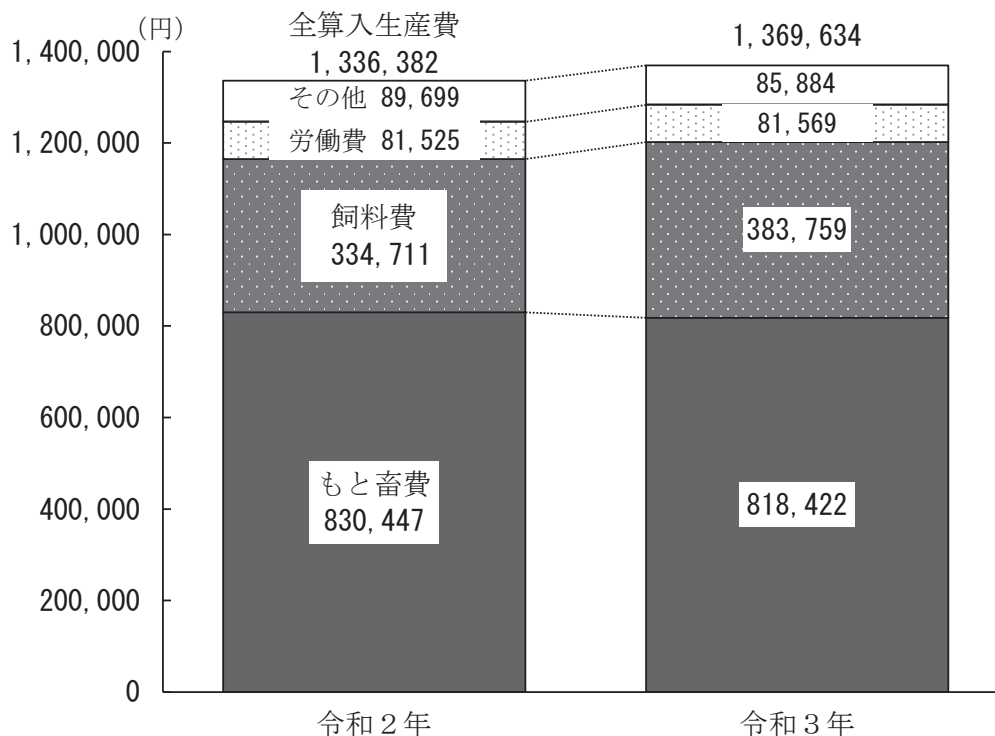
乳用種の雄牛を肥育し、販売する経営における肥育牛1頭当たり全算入生産費は58万638円で、前年に比べ6.5%増加した。また、生体100kg当たり全算入生産費は7万3111円で、前年に比べ6.1%増加した（**図3、表3**）。

交雑種の牛を育成し、販売する経営における育成牛1頭当たり全算入生産費は31万9032円で、前年に比べ7.6%減少した（**図4、表4**）。

交雑種の牛を肥育し、販売する経営における肥育牛1頭当たり全算入生産費は84万7146円で、前年に比べ2.3%増加した。また、生体100kg当たり全算入生産費は10万1461円で、前年に比べ1.9%増加した（**図5、表5**）。

以上の結果から、令和3年の肉用牛1頭当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」という）は、前年に比べ、去勢若齢肥育牛、乳用雄育成牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛で増加し、交雑種育成牛で減少した。

(図1) 去勢若齢肥育牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)

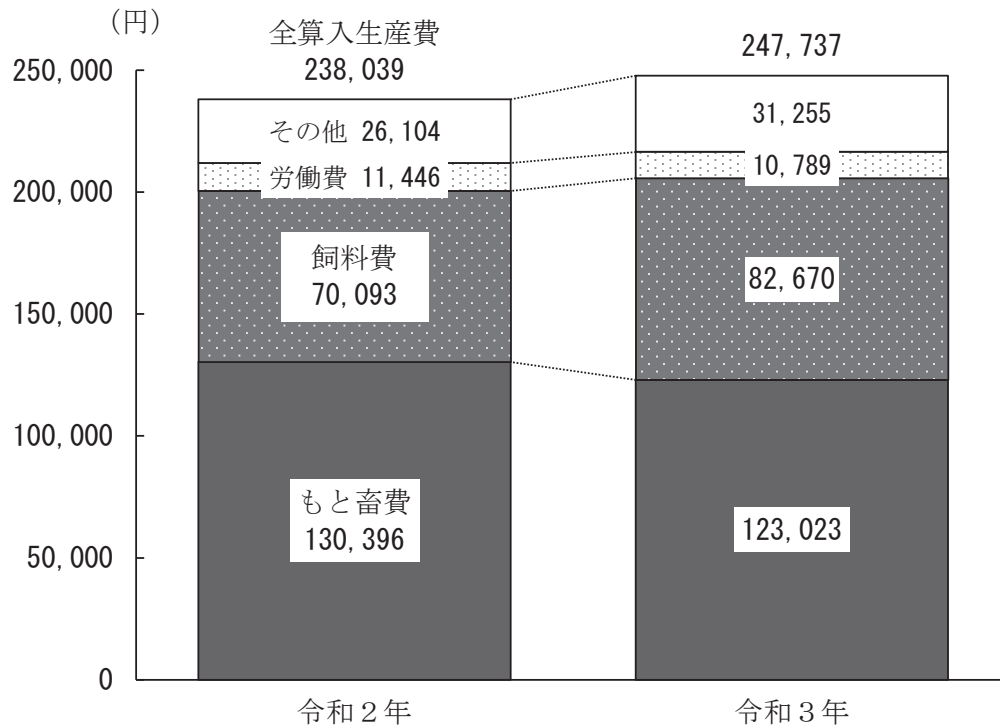


(表1) 去勢若齢肥育牛生産費

区 分	単位	令和2年	令和3年		対前年 増減率
			実数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	1,246,351	1,286,498	94.0	3.2
うちもと畜費	〃	830,447	818,422	59.8	△1.4
飼料費	〃	334,711	383,759	28.1	14.7
光熱水料及び動力費	〃	12,663	14,507	1.1	14.6
敷料費	〃	13,731	13,573	1.0	△1.2
労働費	〃	81,525	81,569	6.0	0.1
費用合計	〃	1,327,876	1,368,067	100.0	3.0
生産費(副産物価額差引)	〃	1,317,708	1,352,697	-	2.7
支払利子・地代算入生産費	〃	1,326,635	1,359,996	-	2.5
全算入生産費	〃	1,336,382	1,369,634	-	2.5
生体100kg当たり全算入生産費	円	165,065	168,664	-	2.2
1経営体当たり販売頭数	頭	42.3	40.7	-	△3.8
1頭当たり投下労働時間	時間	50.80	51.51	-	1.4

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営体(個別経営)を対象に実施した。

(図2) 乳用雄育成牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)

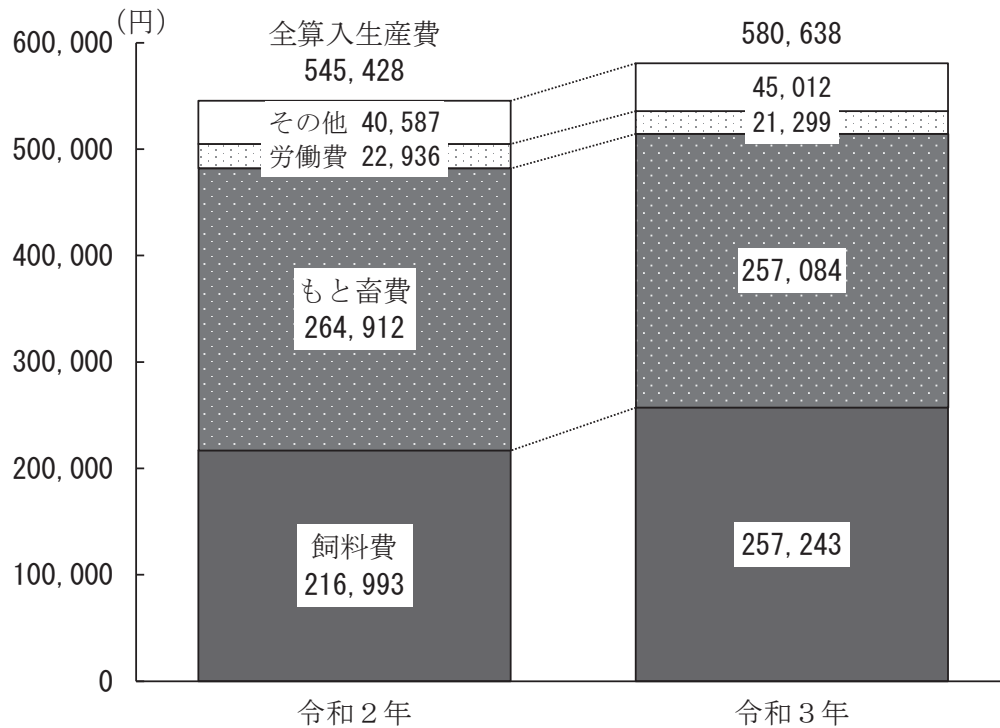


(表2) 乳用雄育成牛生産費

区 分	単位	令和2年	令和3年		対前年 増減率
			実数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	227,934	237,422	95.7	4.2
うちもと畜費	〃	130,396	123,023	49.6	△5.7
飼料費	〃	70,093	82,670	33.3	17.9
敷料費	〃	9,869	10,318	4.2	4.5
獣医師料及び医薬品費	〃	7,559	10,188	4.1	34.8
労働費	〃	11,446	10,789	4.3	△5.7
費用合計	〃	239,380	248,211	100.0	3.7
生産費(副産物価額差引)	〃	235,507	245,083	-	4.1
支払利子・地代算入生産費	〃	236,281	245,925	-	4.1
全算入生産費	〃	238,039	247,737	-	4.1
1経営体当たり販売頭数	頭	367.7	391.4	-	6.4
1頭当たり投下労働時間	時間	6.22	6.26	-	0.6

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体(個別経営)を対象に実施した。

(図3) 乳用雄肥育牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)

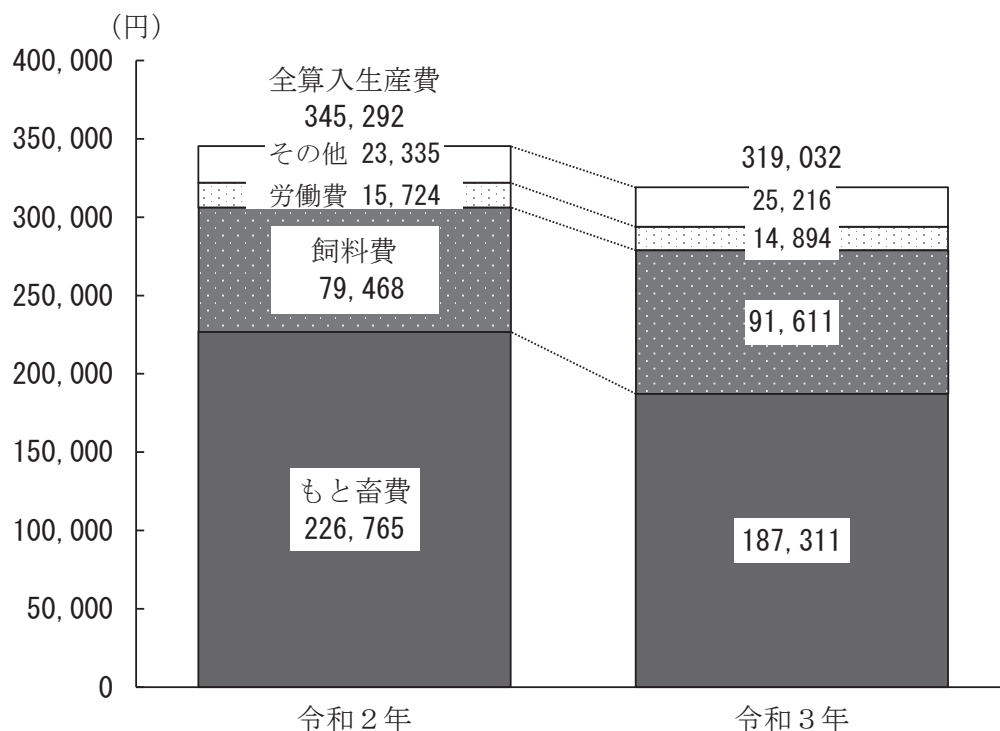


(表3) 乳用雄肥育牛生産費

区 分	単位	令和2年	令和3年		対前年 増減率
			実数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	521,087	559,074	96.3	7.3
うち飼料費	〃	216,993	257,243	44.3	18.5
もと畜費	〃	264,912	257,084	44.3	△3.0
敷料費	〃	11,444	15,318	2.6	33.9
光熱水料及び動力費	〃	7,980	8,470	1.5	6.1
労働費	〃	22,936	21,299	3.7	△7.1
費用合計	〃	544,023	580,373	100.0	6.7
生産費(副産物価額差引)	〃	538,176	572,484	-	6.4
支払利子・地代算入生産費	〃	539,809	574,168	-	6.4
全算入生産費	〃	545,428	580,638	-	6.5
生体100kg当たり全算入生産費	円	68,878	73,111	-	6.1
1経営体当たり販売頭数	頭	149.8	154.2	-	2.9
1頭当たり投下労働時間	時間	12.89	12.40	-	△3.8

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する経営体(個別経営)を対象に実施した。

(図4) 交雑種育成牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)

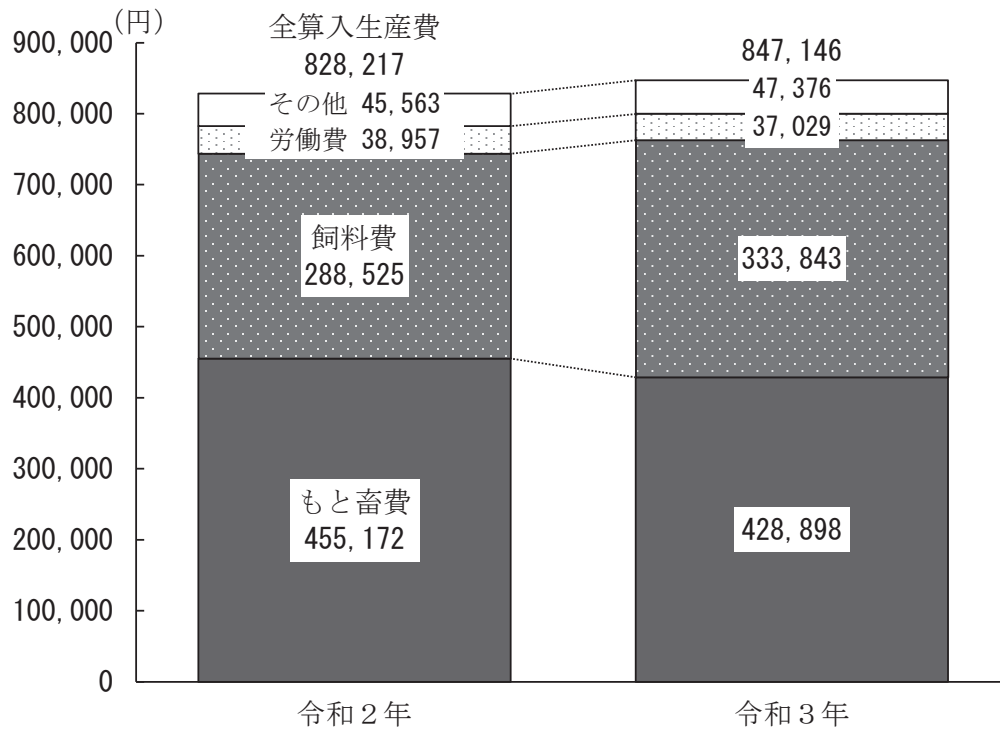


(表4) 交雑種育成牛生産費

区 分	単位	令和2年	令和3年		対前年 増減率
			実数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	330,240	304,735	95.3	△7.7
うちもと畜費	〃	226,765	187,311	58.6	△17.4
飼 料 費	〃	79,468	91,611	28.7	15.3
獣医師料及び医薬品費	〃	5,822	6,766	2.1	16.2
敷 料 費	〃	5,298	5,001	1.6	△5.6
労 働 費	〃	15,724	14,894	4.7	△5.3
費用合計	〃	345,964	319,629	100.0	△7.6
生産費(副産物価額差引)	〃	341,230	314,915	-	△7.7
支払利子・地代算入生産費	〃	342,271	315,935	-	△7.7
全算入生産費	〃	345,292	319,032	-	△7.6
1経営体当たり販売頭数	頭	246.3	265.4	-	7.8
1頭当たり投下労働時間	時間	9.36	8.91	-	△4.8

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体(個別経営)を対象に実施した。

(図5) 交雑種肥育牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)



(表5) 交雑種肥育牛生産費

区 分	単位	令和2年	令和3年		対前年 増減率
			実数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	786,657	808,802	95.6	2.8
うちもと畜費	〃	455,172	428,898	50.7	△5.8
飼料費	〃	288,525	333,843	39.5	15.7
敷料費	〃	9,005	10,166	1.2	12.9
光熱水料及び動力費	〃	8,923	9,531	1.1	6.8
労働費	〃	38,957	37,029	4.4	△4.9
費用合計	〃	825,614	845,831	100.0	2.4
生産費(副産物価額差引)	〃	817,220	836,102	-	2.3
支払利子・地代算入生産費	〃	821,835	840,777	-	2.3
全算入生産費	〃	828,217	847,146	-	2.3
生体100kg当たり全算入生産費	円	99,575	101,461	-	1.9
1経営体当たり販売頭数	頭	117.8	125.5	-	6.5
1頭当たり投下労働時間	時間	23.12	21.96	-	△5.0

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営体(個別経営)を対象に実施した。

4 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和5年2月分〕

令和5年2月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を公表します。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払を行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和5年5月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
北海道	1,161,276円	1,304,628円	122,016.8円	静岡県	1,165,188円	1,274,723円	91,581.5円
青森県	1,164,428円	1,276,538円	93,899.0円	新潟県	1,180,804円	1,245,048円	50,819.6円
岩手県		1,231,788円	53,624.0円	富山県		1,268,058円	71,528.6円
宮城県		1,259,607円	78,661.1円	石川県※2	1,435,833円	1,253,225円	—
秋田県		1,260,576円	79,533.2円	福井県※2	1,361,239円	1,265,993円	—
山形県		1,214,503円	38,067.5円	岐阜県※2	1,394,474円	1,313,988円	—
福島県		1,268,806円	86,940.2円	愛知県	1,208,586円	1,274,950円	52,727.6円
茨城県		1,277,372円	93,965.6円	三重県		1,254,384円	34,218.2円
栃木県		1,271,496円	88,677.2円	滋賀県	1,278,776円	1,301,970円	13,874.6円
群馬県	1,295,745円	110,501.3円	京都府	1,283,224円		—	
埼玉県	1,270,229円	87,536.9円	大阪府	1,248,972円		—	
千葉県	1,255,280円	74,082.8円	兵庫県	1,196,187円		—	
東京都	1,256,533円	75,210.5円	奈良県	1,269,330円		—	
神奈川県	1,284,250円	100,155.8円	和歌山県	1,274,012円		—	
山梨県	1,294,491円	109,372.7円	鳥取県	1,170,782円	1,287,232円	97,805.0円	
長野県	1,281,699円	97,859.9円	島根県		1,267,804円	80,319.8円	

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}
岡山県	1,170,782 円	1,250,173 円	64,451.9 円	佐賀県	1,189,540 円	1,277,888 円	72,513.2 円
広島県		1,268,896 円	81,302.6 円	長崎県		1,281,709 円	75,952.1 円
山口県		1,262,377 円	75,435.5 円	熊本県		1,278,825 円	73,356.5 円
徳島県	1,272,824 円	36,927.2 円	大分県	1,277,831 円		72,461.9 円	
香川県	1,224,016 円	1,279,018 円	42,501.8 円	宮崎県		1,286,724 円	80,465.6 円
愛媛県		1,252,743 円	18,854.3 円	鹿児島県		1,282,270 円	76,457.0 円
高知県		1,223,193 円	—	沖縄県	1,196,122 円	1,214,010 円	9,099.2 円
福岡県	1,189,540 円	1,272,627 円	67,778.3 円				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価 (概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}
交雑種	679,463 円	732,357 円	40,604.6 円
乳用種	471,011 円	523,785 円	40,496.6 円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した石川県および福井県、岐阜県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和4年度第1～4四半期〕

(独)農畜産業振興機構は、令和4年4月から令和5年3月までの算出期間(令和4年度第1～4四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(1)の規定により算出した標準的販売価格および同(2)の規定により算出した見込みの標準的販売価格及び見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、概算払はありません。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和4年4月から令和5年3月まで
肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格	41,746 円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費	39,953 円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価 [※]	— (概算払なし)

※ 肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価は、肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費と肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から1,100円を控除した額です。